

使用料・手数料の算定の基本的な考え方(案)

I 趣旨

使用料は施設を利用した場合に、手数料は特定の者のために役務を提供した場合に、実費負担的な意味で受益者から徴収するものです。

後期基本計画の分野別計画第7章「計画の推進にあたって」では、市政・行政運営の考え方や推進方策が述べられています。その中では、主な取組みとして、受益者負担の適正化に向けて、使用料等の見直しを図ることが明示されています。

使用料及び手数料の算定にあたっては、施設の維持管理費などサービス提供に要する費用を明らかにし、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める必要があります。(算定方法の明確化)

また、受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなどによって、サービス提供に要する費用の縮減に努めることが重要です。(経費削減の取組み)

これらのことから、以下に使用料及び手数料の算定の基本的な考え方を示し、これに基づいて、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しによって受益者負担の適正化を図ろうとするものです。

地方自治法抜粋

(使用料)

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規則及び罰則)

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(標準事務)について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

(以下省略)

Ⅱ 使用料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

施設を維持管理するには、光熱水費、設備保守点検、事務経費など様々な費用がかかります。また、施設によっては、施設の貸出事業だけではなく、市が主催する事業で使用する場合もあることから、どのような費用を受益者に負担させるかを明確にする必要があります。

この受益者に負担させる費用を原価として、施設の維持管理に要する費用のうち、施設の貸出事業にかかる費用に限定し算定します。

なお、市が主催する事業で施設を使用する場合などは、面積や使用件数などをもとに、施設の維持管理に要する費用を按分して、原価を算定します。

原価に算入する費用

人にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するために要する費用

原価に算入しない費用

貸出事業以外の費用	市が実施する主催事業(講座、セミナーなど)に要する費用 併設する他施設にかかる費用
施設整備にかかる費用	施設の整備にかかる経費(用地費、施設改良費)

2 使用料の算定

施設を使用する受益者が負担する使用料の総額は、「原価」に対して、施設の「性質別分類による受益者負担割合」を乗じて算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別分類による受益者負担割合}$$

3 施設の性質別分類による受益者負担割合

施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設ごとのサービス内容について、「市場性があるか」、「公益性があるか」という2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定します。

【市場性による分類】

区分	市場的	非市場的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されている施設 ・収益性が高い施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されていない(ほとんどの)施設 ・収益性が低い施設
市場性	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 市場的 非市場的 </div>	

【公益性による分類】

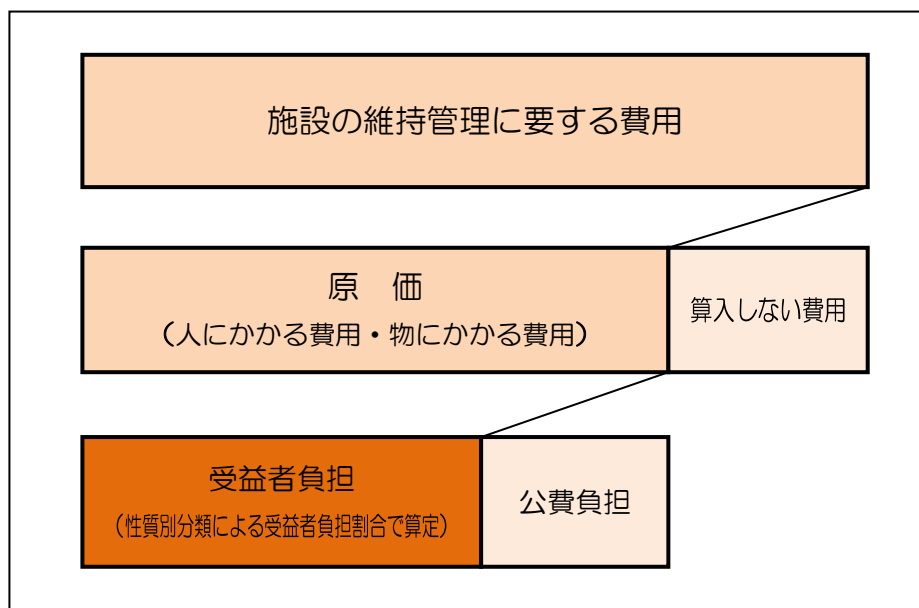
区分	公益的	私益的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる施設 ・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安全安心な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及・啓発するための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設。 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設
公益性	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 公益的 私益的 </div>	

【性質別分類による受益者負担割合】

市場性・公益性の分類に基づいて、施設ごとに下記9領域のいずれかに区分し、受益者負担の割合を設定します。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">非市場的</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> ↑ 市場性 ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市場的</div>	50%	25%	0%
	75%	50%	25%
	100%	75%	50%
	私益的	← 公益性 →	公益的

受益者負担の算定イメージ



4 見直しを検討する施設

現行の使用料が適正であるかの判断については、「性質別分類による受益者負担割合」と比較して、「原価に対する使用料徴収相当額(※)の割合」が、同じ水準であるか、かい離しているかを検証し判断します。

※ 使用料徴収相当額とは、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減免あるいは無料にした分の相当額を加算した額をいいます。(使用料の減免・無料の措置が、使用料の算定額に影響しないよう調整します。)

5 適用対象外の施設

この基本的な考え方の適用対象は、「公の施設」の利用に係る使用料とします。ただし、次の施設については、適用対象外とします。

区 分		施設例
1	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料が無料または低額とされている施設	特別養護老人ホーム、簡易マザーズホーム、市営住宅
2	県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	市立高等学校
3	原価により使用料を算定することが適当でない施設	病院、市場、下水道、看護専門学校、駐車場、駐輪場

Ⅲ 手数料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

市では証明や審査、認可など様々な役務を提供しており、これらに要する費用については、受益者に負担させることになります。

この受益者に負担させる費用を原価として、事務処理を行う職員の人件費や申請用紙の作成費など、役務の提供に直接必要な費用に限定し算定します。

原価の算定にあたっては、1件の処理時間にかかる職員の費用や、必要な消耗品の費用など、1件の役務提供に要する費用を、経費の積上げによって算定するものとします。（積上げ算定方式）

原価に算入する費用

人にかかる費用	当該事務を行うために直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	申請書及び証明書等の消耗品のほか、委託料や通信運搬費など当該事務に要する費用

※ 原価の算定は、積上げ算定方式によることを原則としますが、1件当たり原価の算定が困難な場合は、年間の原価総額を役務提供件数（総数量）で除して、1件当たり原価を算定する方法（総額算定方式）など、役務の内容に応じて、適正と判断される方法によって、原価を算定することができるものとします。

2 手数料の算定

原価については、受益者が全額負担することを基本とします。

$$\text{手 数 料} = \text{原 価}$$

3 見直しを検討する手数料

現行の手数料が適正であるかの判断については、原価と比較して、同じ水準であるか、かい離しているか検証し判断します。

4 適用対象外とする手数料

次に掲げる手数料については、この基本的な考え方の適用対象外とします。

区 分	
1	法令等で基準額を定めているもの
2	県内の他市等との協議等により金額を定めているもの
3	原価により手数料を算定することが適当でないもの

IV 見直しにあたって

1 見直しによる激変の緩和措置

使用料・手数料の見直しを行う場合、現行から大幅に増額しなければならない状況も想定されることから、利用者への急激な負担増とならないよう期間及び金額の段階的な見直しを実施するものとします。

2 見直しの定期的な検討等

今後も継続的に適正な受益者負担の確保を図るため、経費削減の取組みとともに、原価や受益者負担の検証等を定期的に行う必要があります。制度改正や急激な物価変動などにより、臨時的に見直しが必要となる場合を除き、2年ごとに見直しの検討等を行うことを基本とします。

3 その他

(1) 備品使用料

備品使用料の算定については、利用者が費用を全額負担することを基本とします。

算定例

$$\text{備品使用料(1回あたり)} = \frac{\text{取得単価} + \text{維持管理費の総額}}{\text{使用年数} \times \text{延べ利用回数(年)}}$$

(2) 指定管理者制度を適用している施設

指定管理者制度を適用している施設についても、この基本的な考え方によって、適正な使用料・手数料を算定し、指定管理者を選定する際の仕様等に明示します。

(3) その他

施設の大規模改修による貸出休止、制度改正等が予定されているなど、特段の事情がある場合は、この基本的な考え方の適用を個別に判断するものとします。

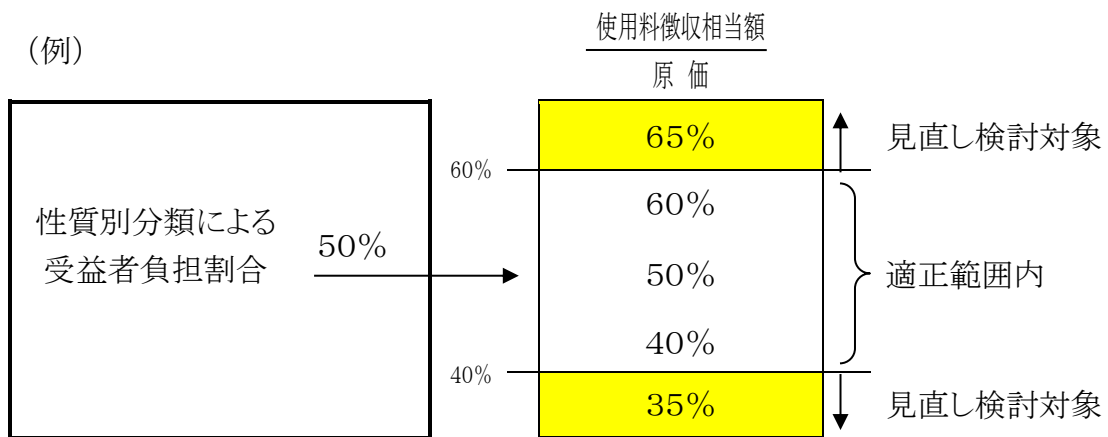
使用料・手数料の見直し方法

1. 見直しを検討する使用料・手数料

(1) 使用料について

「性質別分類による受益者負担割合」と、「原価に対する使用料徴収相当額(※)の割合」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税を含まない額で算定します。

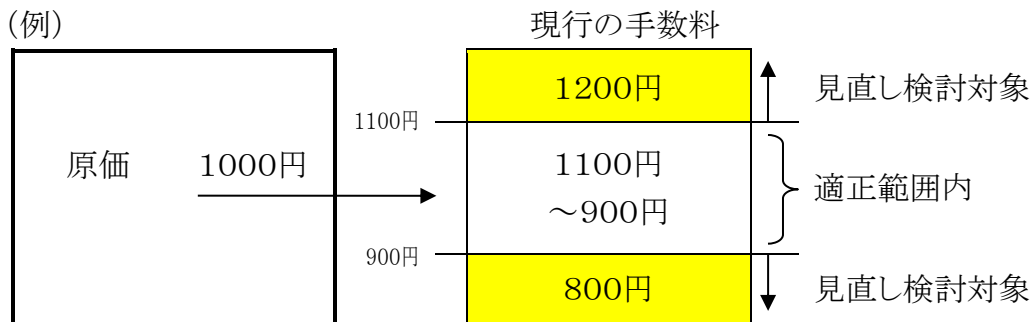


※ 使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減免あるいは無料にした分の相当額を加算した額をいいます。

(2) 手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。

また、消費税非課税手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の算定と同様に原価に消費税を含む額で算定します。消費税課税手数料については、原価に消費税を含む額で算定すると、使用料の算定と同様に税抜原価での算定した場合よりも手数料額が高額となってしまうので、消費税課税手数料の原価は、消費税を含まない額で算定します。



2. 見直しによる激変の緩和措置

使用料・手数料の見直しについては、急激な負担増とならないよう、期間及び金額の段階的な見直しを行う必要があるものについては、一回の見直しにつき増額することのできる金額は、従前の金額の1.5倍程度に抑えるよう努めるものとします。

3. 「使用料・手数料算定の基本的な考え方」の適用の有無等

使用料におけるこの基本的な考え方の適用の有無について、『別表「使用料算定の基本的な考え方」の適用の有無及び性質別分類による受益者負担割合』のとおりとします。

適用対象外施設は、下記のとおりです。

①法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料が無料または低額とされている施設

※法令等とは、法律、政令、施行令のほか通達や国からの通知を含みますが、本市の条例及び規則は含みません。

②県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設

③原価により使用料を算定することが適当でない施設

※病院及び市場などの公営企業や下水道事業は、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入を持って充てることとされており独立採算制をとっています。そのためこれらの事業では、この基本的な考え方で示した原価(維持管理費)のほか減価償却費等の他の経費についても原価に算入すべきであるため、適用対象外としています。

駐車場は、原価(維持管理費)をもとに使用料を算定するよりも近隣の駐車場の料金をもとに算定することが適当であるため、適用対象外としています。

自転車等駐車場については、利用者に受け入れられる料金以上の設定を行うことにより違法駐輪等を誘発することが考えられることや駅からの距離等に応じ料金を設定することで、駅から遠い自転車等駐車場の利用率向上や違法駐輪の減少が期待できることから適用対象外としています。

看護専門学校(入学料・授業料)については、看護専門学校が市内医療機関等における看護師の充足を図る目的で設置されたことから、原価(維持管理費)を基に使用料を算出するよりも他の学校の料金等を参考に設定することが適当であるため、適用対象外としています。

手数料におけるこの基本的な考え方の適用対象外の手数料は下記のとおりです。

①法令等で基準額を定めているもの

※法令等とは、法律、政令、施行令のほか通達や国からの通知を含みますが、本市の条例及び規則は含みません。

②県内の他市等との協議等により金額を定めているもの

※屋外広告物講習会に係る手数料については、毎年、開催する講習会を県、千葉市(政令市)、柏市(中核市)、船橋市(中核市)が順番で開催しています。そのため、講習会に係る手

数料は各団体との協議による料金設定を行う必要があるため適用対象外としています。

市立高校の入学検査料については、県立学校等と均衡を図る観点から県内の他市等と同じ算定方法等を適用する必要があるため適用対象外としています。

③原価により手数料を算定することが適当でないもの

※粗大ごみ及び事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理については、住民や事業者を受け入れられる料金以上の設定を行うことにより不法投棄等を誘発することが考えられます。したがって住民や事業者の受容性に配慮した料金設定を行う必要があるため適用対象外としています。

し尿収集については、衛生的な生活環境や水質汚濁の防止の観点から下水道整備を進めており、下水道の普及率に反比例してし尿収集利用者が減少することになります。政策的に下水道での汚水処理を進めている観点から、し尿処理の原価を利用者のみで負担するのではなく公費による負担もする必要があるため適用対象外としています。

自転車等移送料は、道路上の不法駐輪を撤去することで道路交通の安全を保つ観点から公費による負担をする必要があります。また、原価により算定した料金が高額となり、自転車の引き取り数が減少し、手数料収入の減少につながる事が考えられることから適用対象外としています。

自転車等駐車場については、利用者に受け入れられる料金以上の設定を行うことにより違法駐輪等を誘発することが考えられることや駅からの距離等に応じ料金を設定することで、駅から遠い自転車等駐車場の利用率向上や違法駐輪の減少が期待できることから適用対象外としています。

看護専門学校の入学検査料、再試験料については、看護専門学校が市内医療機関等における看護師の充足を図る目的で設置されたことから、原価を基に使用料を算出するよりも他の学校の料金等を参考に設定することが適当であるため、適用対象外としています。

4. 施設の利用形態による使用料の算定式について

施設を使用する受益者が負担する使用料は、「原価」に対して、施設の「性質別分類による受益者負担割合」を乗じて算定しますが、新規施設等の使用料を算定する場合は、下記の算定式を用いて算定します。

①会議室の貸出しなど1室あたりの原価から使用料を算定するもの

$$\text{m}^2\text{あたり1時間の使用料} = \frac{\text{原価}}{\text{貸出対象床面積} \times \text{年間貸出可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$$

②プールの利用など1人あたりの原価から使用料を算定するもの

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{原価}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$